

先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

先端設備等導入計画

申請事業者
(中小企業者)

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援
- (地方税法に基づき課税標準を3年間ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減)
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (信用保証)

認定経営革新等支援機関

例・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・土業等の専門家 等

事前確認
(必須)